

議案第40号

羽生市事務手数料徴収条例の一部を改正する条例

羽生市事務手数料徴収条例（平成13年条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(減免)			(減免)		
第5条 (略)			第5条 (略)		
2・3 (略)			2・3 (略)		
4 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）の規定に基づく確認申請（法第18条第2項の規定に基づく通知を含む。）及び完了検査（ <u>同条第17項</u> の規定に基づく検査を含む。）に係る手数料で、別表第5に掲げる建築物に係るものにあつては、同表に掲げる額を減額し、又は免除する。			4 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）の規定に基づく確認申請（法第18条第2項の規定に基づく通知を含む。）及び完了検査（ <u>同条第15項</u> の規定に基づく検査を含む。）に係る手数料で、別表第5に掲げる建築物に係るものにあつては、同表に掲げる額を減額し、又は免除する。		
5・6 (略)			5・6 (略)		
別表第3（第2条関係）			別表第3（第2条関係）		
開発許可関係の手数料			開発許可関係の手数料		
	手数料の種類	手数料の金額		手数料の種類	手数料の金額
1	(1) <u>都市計画法</u> （昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づく開発行為の	(略)	1	<u>都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査</u> （主として自己の居住の用に	(略)

	許可の申請に対する審査（主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合）			供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合）		
	(2) 都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査（主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合）	(略)	(略)	(主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合）	(略)	(略)
	(3) (1) 及び(2) 以外の場合	(略)	(略)	(その他の場合)	(略)	(略)
2	都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	(ア) 開発区域の面積に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う		2 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が930,000円を超えるときは、その手数料の額は930,000円とする。	(ア) 開発区域の面積に規定

			場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に 応じ都市計画法第29条第1項の規定に基 づく開発行為の許可の申請に対する審査 の手数料の金額に10分の1を乗じて得た 額
		(イ)・(ウ)	(略)
3~7	(略)	(略)	(略)
8	都市計画法施行規則第60	(略)	(略)

			計の変更(イ)のみに該当する場合を除く。)	する変更(イ)のみに該当する場合を除く。)	変を伴う場合には変更前の開発区域の面積、開 発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小 後の開発区域の面積)に 応じ都市計画法第29条第1項の規定に基 づく開発行為の許可の申請に対する審査 の手数料の金額に10分の1を乗じて得た 額
		(イ)・(ウ)	(略)	(略)	(略)
3~7	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
8	都市計画法施行規則	(昭)	(略)	(略)	(略)

条の規定に基づく都市計画法第29条第1項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条第1項又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面の申請

和44年建設省令第49号)第60条の規定に基づく都市計画法第29条第1項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条第1項又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面の申請

備考 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請があった場合には、2の項に規定する手数料の金額は、当該申請1件につき、同項に規定するそれぞれの手数料の金額を合算した額とする。ただし、その額が930,000円を超えるときは、その手数料の額は、930,000円とする。

別表第4 (第2条関係)

その他の手数料

	手数料の種類			手数料の金額
1～16	(略)	(略)	(略)	(略)
17	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第	(1) 低炭素建築物の新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合	一戸建ての住宅・住宅用途を含む建築物の住戸部分 住宅用途の合計(市長が別に定める建築物の住戸部分)及び共同住宅用途	(略)

別表第4 (第2条関係)

その他の手数料

	手数料の種類			手数料の金額
1～16	(略)	(略)	(略)	(略)
17	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第	(1) 低炭素建築物の新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合	一戸建ての住宅・住宅用途を含む建築物の住戸部分 住宅用途の合計が300平方メートル以内のもの 及び共同住宅用途	(略)

1 項 の規 定に 基 づく 低 炭 素 建 築 物 新 築 計 画 認 定 申 請 に 対 する 審 査	して い る こ と を 示 す 書 類 又 は こ れ に 類 す る 書 類 と し て 市 長 が 別 に 定 め る も の が 提 出 さ れ た 場 合	建 築	の床 面 積 を 除 く。 以 下 17 の 項 (1) に お い て 同 じ。) が300 平方 メー トル 以内 の もの					
			床面積 (略)	の合計 が300 平方 メー トル を 超 え る もの				
		(2)	一戸建 ての 住宅 ・住宅 用途 を含む 建築物 の住 戸部分	(略)	(略)			
(1) 以外 の 場 合	共 同 住 宅 (市 長 が 別 に 定 め る も の を 除 く。) の 共 用 部 分	共 同 住 宅 (市 長 が 別 に 定 め る も の を 除 く。) の 共 用 部 分	(略)	(略)				
		住 宅 用 途 を 含 む 建 築 物	(略)	(略)				
1 項 の規 定に 基 づく 低 炭 素 建 築 物 新 築 計 画 認 定 申 請 に 対 する 審 査 申 請 区 分 に 応 じ 次 の	して い る こ と を 示 す 書 類 又 は こ れ に 類 す る 書 類 と し て 市 長 が 別 に 定 め る も の が 提 出 さ れ た 場 合	建 築	の床 面 積 を 除 く。 以 下 17 の 項 (1) に お い て 同 じ。) が300 平方 メー トル 以内 の もの					
			床面積 (略)	の合計 が300 平方 メー トル を 超 え る もの				
		(2)	一戸建 ての 住宅 ・住宅 用途 を含む 建築物 の住 戸部分	(略)	(略)			
(1) 及び (2) に 定 め る 額 を そ れ ぞ れ 合 算 し て 得 た 額	共 同 住 宅 (市 長 が 別 に 定 め る も の を 除 く。) の 共 用 部 分	共 同 住 宅 (市 長 が 別 に 定 め る も の を 除 く。) の 共 用 部 分	(略)	(略)				
		住 宅 用 途 を 含 む 建 築 物	(略)	(略)				

			の住宅用途外部及び非住宅建築物（市長が別に定める場合に限る。）				の住宅用途外部及び非住宅建築物（市長が別に定める場合に限る。）			
			・住宅用途を含む建築物の住宅用途外部及び非住宅建築物（市長が別に定める場合を除く。）				・住宅用途を含む建築物の住宅用途外部及び非住宅建築物（市長が別に定める場合を除く。）			
18	(略)			(略)	18	(略)		(略)		
19	建築物のエネルギー消費	(1)	建築物のエネルギー消費性	一戸建ての住宅用途を含む	(略)	建築物のエネルギー消費	(1)	建築物のエネルギー消費性	一戸建ての住宅用途を含む	(略)
				床面積（市長が別に	(略)			床面積の合計が300	(略)	

費性の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性向上計画の申請に対する審査	能の向上に関する法律第30条第1項に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合	む建築物の住宅部分	定める建築物については、共用部分の床面積を除く床面積（以下「共用部分を除く床面積」という。）の合計が300平方メートル未満のもの	(略)	費性の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性向上計画の申請に対する審査 区分に応じ次の(1)から(4)に定める額を	能の向上に関する法律第30条第1項に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合	む建築物の住宅部分	平方メートル未満のもの	(略)	(略)
		共用部分を除く床面積の合計が300平方メートル以上のもの	(略)	(略)			床面積の合計が300平方メートル以上のもの			
	(2) (1) 以外の場 合	住宅用途を含む建築物の住宅部分	(略)	(略)			住宅用途を含む建築物の住宅部分	(略)	(略)	(略)

	で、建築物エネルギー消費性能基準等定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第10号第2号イ及びロに定める基準に適合するもの）	住宅用途を含む建築物の住宅部分	共用部を除く床面積の合計が300平方メートル未満のもの	（略）		それぞれ合算して得た額	で、建築物エネルギー消費性能基準等定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第10号第2号イ及びロに定める基準に適合するもの）	住宅用途を含む建築物の住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	（略）	
	（3）・（4）	（略）	共用部を除く床面積の合計が300平方メートル以上のもの	（略）			（3）・（4）	（略）	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	（略）	（略）
20	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請			当該変更認定申請の部分を19項にり算し額2分の1をじ得た額。		20	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請			当該変更認定申請の部分を19項にり算し額2分の1をじ得た額	

ただし、新たに追加される建築物については、19の項により算定した額とする。

2 1	建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能係	(1) 建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が定めるものが	一戸建ての住宅	(略)	(略)
			住宅共用部	(略)	(略)
			用途分を除く床面積の合計が300平方メートル未満のもの	(略)	(略)
			共用部	(略)	(略)
			分を除く床面積の合計が300平方メートル以上のもの	(略)	(略)
			非住宅用途を含む建築物	(略)	(略)

2 1	建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能係	(1) 建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が定めるものが	一戸建ての住宅	(略)	(略)
			住宅床面積	(略)	(略)
			用途の合計が300平方メートル未満のもの	(略)	(略)
			床面積	(略)	(略)
			の合計が300平方メートル以上のもの	(略)	(略)
			非住宅用途を含む建築物	(略)	(略)

認定申請に対する審査	提出された場合	物の非住宅部分	(2)	(略)	(略)
			(1)	一戸建て以外の住宅	(略)
			で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ	住宅共用部分を除く床面積の合計が300平方メートル未満のもの	(略)
			及びロ(1)に定める基準に適合するもの	共用部分を除く床面積の合計が300平方メートル以上のもの	(略)
認定申請に対する審査	提出された場合	物の非住宅部分	(3)	(略)	(略)
			(1)	一戸建て以外の住宅	(略)
			で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ	住宅用途の合計(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を	(略)

認定申請に対する審査 申請区分に応じ次の(1)から(5)に定める額をそれぞれ合算して得た額	提出された場合	物の非住宅部分	(2)	(略)	(略)
			(1)	一戸建て以外の住宅	(略)
			で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ	住宅用途の合計が300平方メートル未満のもの	(略)
			及びロ(1)に定める基準に適合するもの	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	(略)
認定申請に対する審査	提出された場合	物の非住宅部分	(3)	(略)	(略)
			(1)	一戸建て以外の住宅	(略)
			で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ	住宅用途の合計が300平方メートル未満のもの	(略)

	(2) 及びロ (2) 又は同 号イ (3) 及びロ (3) に定め る基準 に適合 するも の	除く。 以下21 の項 (3) におい て同 じ。)が 300 平方メ ートル 未満の もの	床面積 (略) の合計 が300 平方メ ートル 以上の もの	(略)
	(4)・ (5)	(略)	(略)	(略)
22・ 23	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

- 1～5 (略)
- 6 17の項に規定する申請が行われた場合には、当該申請1件につき、当該申請の区分に応じ、同項に掲げる条件に該当する手数料の金額をそれぞれ合算して得た額を審査手数料とする。
- 7 (略)
- 8 19の項に規定する申請が行われた場合には、当該申請1件につき、当該申請の区分に応じ、一の建築物ごとに同項に掲げる条件に該当する手数料の金額をそれぞれ合算して得た額を審査手数料とする。
- 9 (略)
- 10 21の項に規定する申請

	(2) 及びロ (2) に定め る基準 に適合 するも の		床面積 (略) の合計 が300 平方メ ートル 以上の もの	(略)
	(4)・ (5)	(略)	(略)	(略)
22・ 23	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

- 1～5 (略)
- 6 (略)
- 7 (略)

が行われた場合には、当該申請1件につき、当該申請の区分に応じ、同項に掲げる条件に該当する手数料の金額をそれぞれ合算して得た額を審査手数料とする。

別表第5（第5条関係）

建築基準法関係手数料の減免

	適用建築物	減額又は免除額
1～4	(略)	(略)
5	都市計画法に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業又は国若しくは河川工事のため新築し、増築し、改築し、又は移転しなければならない建築物	(略)
6	(略)	

別表第5（第5条関係）

建築基準法関係手数料の減免

	適用建築物	減額又は免除額
1～4	(略)	(略)
5	都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業又は国若しくは地方公共団体の行う道路若しくは河川工事のため、新築し、増築し、改築し、又は移転しなければならない建築物	(略)
6	(略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月3日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明